

光市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、光市有料広告掲載取扱要綱（平成22年光市告示第21号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、光市が発行する広報紙（広報ひかり。以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準等)

第2条 掲載する広告は、要綱第3条並びに光市有料広告掲載基準（平成22年光市訓令第4号）第2条及び第3条に規定するもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- (2) 必要以上に消費者の購買欲等をそそると判断されるもの
- (3) 不動産の売買に関するもの
- (4) 市民の健康上、好ましくないと判断されるもの
- (5) 市内に営業所等を置かない事業者の広告。ただし、市内に競合する事業者がない業種及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく教育施設に関するものを除く。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	掲載料（1回当たり）	
	営利を目的とする 商業広告	営利を目的としない 生活情報等
半段（縦4.4cm×横8.5cm）	20,000円	5,000円
1段（縦4.4cm×横17.3cm）	40,000円	10,000円

2 掲載料は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

3 広告は、市長が指定した位置に掲載するものとする。

4 広告は、二色刷りとし、「広告」の字句を掲載するものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿又は電子データを添えて、広告掲載を希望する広報発行日の1箇月前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に募集する広告掲載から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に募集した広告に係る処分、手続その他の取扱いは、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に募集する広告掲載から適用する。